

旭川市報道依頼

各報道機関 様

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 発表日 | 令和 2年 7月 17日                       |
| 発信課 | 国民健康保険課（後期高齢者医療係）                  |
| 担当者 | 姫田（ひめた）                            |
| 連絡先 | 電 話 内線5124                         |
|     | FAX 27-7801                        |
|     | E-mail kokuho@city.asahikawa.lg.jp |

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 分 類                                   | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <b>その他</b><br>(該当する分類を囲むこと。)  |
| 日 程                                   | 月 日 ~ 月 日   |
| 発表項目<br>(行事名)                         | 後期高齢者医療保険料額決定通知書における均等割額に係る軽減額の誤記載について  |
| 概 要<br>(趣旨・日時・<br>場所・内容等を<br>記入すること。) | <p><b>1 概要</b><br/>令和2年7月15日（水）に発送した令和2年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書において、保険料の算出方法の低所得者に対する軽減の説明内容のうち、世帯の総所得金額等に応じた均等割額からの軽減額について記載誤りがあった。<br/>なお、保険料は正しい額で計算しているため、保険料額の誤りは生じていない。</p> <p><b>2 判明経過</b><br/>令和2年7月16日（木）午後2時頃、市民からの電話問い合わせがあり、誤記載を把握した。なお、当該市民に対しては、保険料額には誤りがないことを説明の上、理解を得ている。</p> <p><b>3 誤記載の内容及び対象者数</b><br/>(1) 内容<br/>令和2年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書（2ページ）<br/>*低所得者に対する軽減<br/>総所得金額等が33万円以下<br/>均等割額 <u>(正) 40,338円</u> → <u>(誤) 36,434円</u><br/>内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）<br/>均等割額 <u>(正) 36,434円</u> → <u>(誤) 40,338円</u></p> <p>(2) 対象者<br/>56,095名</p> <p><b>4 原因</b><br/>市民への周知用のリーフレットと、後期高齢者医療保険料額決定通知書とで軽減区分の記載順が異なっており、記載内容の確認工程の際、担当者がひとり確認をしたが、思い込みなどにより当該誤記載に気付かなかったため。</p> <p><b>5 今後の対応</b><br/>広報誌あさひばし8月号及びホームページ等に訂正記事を掲載する。</p> <p><b>6 再発防止策</b><br/>(1) 思い込みによる誤りを防止するため、業務で使用するリーフレット</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>及び各種帳票の記載順や内容を統一化する。</p> <p>(2) 各種確認作業は、担当者のみではなく、複数の職員で行うことを徹底する。</p>   |
| 添付資料            | <p><b>有</b> ・ 無</p> <p>(有・無のいずれかを囲むこと。)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p> <p>参考資料（電磁的記録・PDFファイル）として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ R2 後期高齢者保険料額決定通知書（誤記載）</li> <li>・ R2 後期高齢者保険料額決定通知書（訂正後）</li> </ul> <p>を添付しています。</p> |
| 報道（取材）に当たってのお願い |   |
| 備考              |   |

(お願い：この納付書は直接機械で処理しますので折り曲げたりしないでください。)

# 後期高齢者医療保険料額

# 通知書

北海道後期高齢者医療広域連合長



年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 ページ目 (表紙)

|                |  |
|----------------|--|
| 被保険者<br>被保険者番号 |  |
|----------------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
| 決定理由  |  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 年度分の後期高齢者医療保険料額 |   |
|                 | 円 |

この通知書は1頁から2頁まで北海道後期高齢者医療広域連合が、3頁以降は旭川市が作成しております。

### ◎保険料算定の基礎

|               |         |            |                 |           |
|---------------|---------|------------|-----------------|-----------|
| ①賦課のもととなる所得金額 | ②所得割率   | ③所得割額(①×②) | ④均等割額           | ⑤算出額(③+④) |
| ⑥限度超過額        | ⑦所得割軽減額 | ⑧均等割軽減額    | ⑨年保険料額(⑤-⑥-⑦-⑧) | 月数        |
|               |         |            | ⑩月割減額           |           |
|               |         |            | ⑪保険料額(⑨+⑩-⑭)    |           |

\* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

|       |         |         |             |    |       |
|-------|---------|---------|-------------|----|-------|
| ⑪均等割額 | 均等割軽減割合 | ⑫均等割軽減額 | ⑬年保険料額(⑩-⑫) | 月数 | ⑭月割減額 |
|-------|---------|---------|-------------|----|-------|

## 2 ページ目 (当該ページ)

○ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び北海道後期高齢者医療に関する条例によって、現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

○ 保険料の算出方法は以下のとおりです。

$$\left. \begin{aligned} & \text{所得割額} = \text{賦課のもととなる所得金額} (\times 1) \times \text{所得割率} (\div 100) \\ & \text{均等割額} = \text{円} \end{aligned} \right\} \begin{array}{l} \text{年保険料額} \\ \text{万円を限度とする} \end{array}$$

なお、年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。保険料額は100円未満は捨てとなります。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得の合計から33万円を引いた額です。

\* 低所得者に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます(被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります)。

総所得金額等が33万円以下

内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)

総所得金額等が33万円 + (万円 × 被保険者数

総所得金額等が33万円 + (万円 × 被保険者数) 以下

# 誤

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 均等割額 | 36,434 | 円 |
| 均等割額 | 40,338 | 円 |
| 均等割額 |        | 円 |
| 均等割額 |        | 円 |

（お願い：この納付書は直接機械で処理しますので折り曲げたりしないでください。）

# 後期高齢者医療保険料額

# 通知書

北海道後期高齢者医療広域連合長



年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 ページ目 (表紙)

|        |  |
|--------|--|
| 被保険者氏名 |  |
| 被保険者番号 |  |

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
| 決定理由  |  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 年度分の後期高齢者医療保険料額 |   |
|                 | 円 |

この通知書は1頁から2頁まで北海道後期高齢者医療広域連合が、3頁以降は旭川市が作成しております。

1

### ◎保険料算定の基礎

|               |         |            |                 |           |
|---------------|---------|------------|-----------------|-----------|
| ①賦課のもととなる所得金額 | ②所得割率   | ③所得割額(①×②) | ④均等割額           | ⑤算出額(③+④) |
| ⑥限度超過額        | ⑦所得割軽減額 | ⑧均等割軽減額    | ⑨年保険料額(⑤-⑥-⑦-⑧) | 月数        |
|               |         |            | ⑩月割減額           |           |
|               |         |            | ⑪保険料額(⑨+⑩-⑩-⑩)  |           |

\* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

|       |         |         |             |    |       |
|-------|---------|---------|-------------|----|-------|
| ⑪均等割額 | 均等割軽減割合 | ⑫均等割軽減額 | ⑬年保険料額(⑩-⑫) | 月数 | ⑭月割減額 |
|-------|---------|---------|-------------|----|-------|

○ 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定によって、現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。

○ 保険料の算出方法は以下のとおりです。

$$\left. \begin{aligned} & \text{所得割額} = \text{賦課のもととなる所得金額} (\times 1) \times \text{所得割率} (\div 100) \\ & \text{均等割額} = \text{円} \end{aligned} \right\} \begin{array}{l} \text{年保険料額} \\ \text{万円を限度とする} \end{array}$$

なお、年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。保険料額は100円を単位として算定されます。

※1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得の合計から33万円を引いた額です。

\* 低所得者に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、保険料額から次の額が軽減されます（被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります）。

- 総所得金額等が33万円以下
- 内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）
- 総所得金額等が33万円 + { 万円 × 被保険者数
- 総所得金額等が33万円 + { 万円 × 被保険者数 } 以下

正

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 均等割額 | 40,338 | 円 |
| 均等割額 | 36,434 | 円 |
| 均等割額 |        | 円 |
| 均等割額 |        | 円 |

2